

第 18 回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (越野委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 24 号議案「芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則の一部改正について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) < 議案資料に基づき概略説明 >

教 育 長) 3 年ごとの登録ですので、登録期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日になりますが、期間の途中である平成 32 年に承認された団体の有効期間も、平成 33 年 9 月 30 日となるのですか。

生涯学習課長) そうです。登録期間中の申請の場合であっても、有効期間の平成 33 年 9 月 30 日となります。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 今回、登録に必要な要件を 2 点追加されていますが、過去に暴力団関係の方からの登録申請があったのですか。

生涯学習課長) これまで、要件には入っておりませんでした。これは当然あってはならないことですので、そうした方からの申請はなかったと認識しております。

木 村 委 員) 芦屋市暴力団排除条例は平成 24 年に制定されたものですが、なぜこのタイミングで規則改正を行われるのですか。

生涯学習課長) 今回の改正に当たり、あしや市民活動センター登録団体と登録の期間を合わせることを主に調整しておりましたが、すべ

での条項を見直したところ、こちらについても改正すべきであったため、このたび合わせて改正することといたしました。

木村委員) わかりました。暴力団関係の団体から申請がありそうだったため、急いで改正されたというわけではないのですね。

生涯学習課長) はい。

教育長) 他の条例や規則改正等により、影響を受ける条例や規則について、改正漏れがないかどうか十分に確認を行ってください。

社会教育部長) 当初の所管の認識では、社会教育関係団体という名のもとにおいては、そのような関係はないであろうと推測していたのだと思います。ただ、そうであったとしても、やはり明文化しておくことは必要ですし、社会教育関係団体は市民活動センター登録団体とも重複していることもございますので、今回の改正において登録期間を合わせることにしたのと同様に、この件についても整備することといたしました。結果として、改正時期を逸してしまいましたことについては反省しております。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第24号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第25号議案「芦屋市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) スポーツ推進委員はどのような活動をされていますか。

スポーツ推進課長) まず、定例会が8月を除いて毎月開催されておられます。

その他には、随時開催されるイベントなどの応援や地域のコミ
スクのお祭りなどで活躍されています。そして、市民フェスタ
では、JRの北側デッキで主体となって活動されておられます。

教 育 長) 交通費や謝金は払われるのですか。

スポーツ推進課長) 手当としては、1日の日当を4,000円と定めており、
交通費は実費を支払っております。

教 育 長) 定例会を行った場合も同様ですか。

スポーツ推進課長) そうです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

木 村 委 員) 専門委員とその他の委員の方の日当は同じ金額ですか。

スポーツ推進課長) 金額に差はございません。

小 石 委 員) 専門委員の方は、どのような活動をされているのですか。

スポーツ推進課長) 専門委員の方は地域でグループをつくり、高齢者の方の指
導など、地域に根付いた活動をされておられます。

小 石 委 員) 例えば、ラジオ体操をしようというグループの場合、どこ
かの公園に行って、ラジオ体操を指導されるのですか。

スポーツ推進課長) そのようなことをされている方もいらっしゃいますし、ス
ポーツトレーナーとして講習会に参加して、学んだことを皆さ
んに教えている方もいらっしゃいます。

小 石 委 員) このようなグループに指導をしてほしいなどの要望は出た
りするのですか。

スポーツ推進課長) あります。スポーツ推進課が窓口となり、ラジオ体操を地
域で教えてほしいという要望があった場合、それに見合うグル

ープを派遣しております。

小石委員) グループによって差はありますが、年間何日ぐらいそのような活動をされているのですか。

スポーツ推進課長) 申し訳ございません。回数については、今資料がないのでわかりかねますが、生涯学習課が実施している出前講座において、事務局職員と一緒に出向き、講義や「貯筋運動」などを指導させていただいております。

小石委員) どれくらいの頻度で行っているのですか。

スポーツ推進課長) 月に1回程度になります。専門委員の方々が交代で行っております。

小石委員) このような指導を行っている専門委員がいらっしゃるという周知について、広報活動などはされていますか。

スポーツ推進課長) 特段、広報活動は行っておりません。

越野委員) 芦屋市スポーツ推進委員の半数以上の方が、コミュニティ・スクールとスポーツクラブ21の両方に所属されている実態からすると、この2つの組織はほとんど同一の組織が母体となっていると思います。そうすると、コミスクによっては1つのコミスクから2人ずつスポーツ推進委員を選出することになり、これを負担に感じているところもあるそうです。ですので、今後は、芦屋市内にあるいろいろなスポーツ団体や協会などに依頼するなどのお考えはないでしょうか。

スポーツ推進課長) 地域においては、難しいこともあるかもしれませんが、現在はできる限り、各地域から2人ずつ出ていただくようお願いしているところです。

しかし、規則では定数が27人以内となっておりますので、

現在の人数よりも減らすことは可能です。スポーツ団体につきましては、スポーツ推進委員の担う役割や立場は少し違うところはありますが、地域ごとにスポーツ振興を図るという意味で、地域の方々にご指導いただくこともありますので、そのような団体からの推薦も考えてはおります。

浅井委員) およそ半数の方が再任されておりますが、委員としておおよそ何年ぐらい続けられているのですか。

スポーツ推進課長) やはり、スポーツを指導したいという方が多くいらっしゃるのです、20年ぐらい委員をされている方もいらっしゃいます。

浅井委員) 再任にあたっては、そのような希望を踏まえてということもあるのですか。

スポーツ推進課長) そうです。

教 育 長) スポーツ推進委員の皆さんが積極的に活動をしていただくことで、芦屋のスポーツ・文化の向上に寄与してほしいということですね。専門的な知識を有する方であれば、その知識を生かす活動を行っていただきたいです。また、コミュニティ・スクールやスポーツクラブ21の方については、コミスク活動などの地域の活動をより意識し、その中心となって進めていただきたいと思います。毎月1回行われている会議などにおいて、委員ごとに活動を報告し合うことで、今後の活動に磨きをかけていただけるよう、担当課としてもその辺りを留意しながら進めていってください。

スポーツ推進課長) より一層努力します。

浅井委員) スポーツ推進委員の方々は、すごく誇りを持って参加して

くださっていますので、地域のスポーツを推進することはもちろん、ご自身でも運動を続けられ、そのよさを率先してみなさんに知らせていただきたいです。ですので、高齢になられてもお元気でいきいきと活動をされていることが大事なことだと思います。

スポーツ推進課長) 補足になりますが、先ほど御説明させていただいた、年に11回行っている定例会ですが、11回中2回は実技研修を行っております。地域の皆さんに周知していただきたいレクリエーションスポーツなどの研修も行っております。今後もこのような活動を継続し、地域のスポーツ振興に寄与していただきたいと考えております。

教 育 長) A E D の講習等については、1回限りではなくスポーツ推進委員の方が中心となり、繰り返し行っていただきたいと思えます。使う機会がないのが一番いいことですが、いざという時に備え、各学校や施設のどこにあり、どのように対応するべきなのかを、知っておいていただきたいと思えます。

木 村 委 員) スポーツ推進委員が中心となって行った、各コミスクやスポーツクラブでの活動について、事務局への報告はあるのでしょうか。

スポーツ推進課長) それにつきましては、5月にコミスクとスポーツクラブが総会を行っているので、詳細などについては、その際に報告されているケースが多いです。

木 村 委 員) 報告を行う際に、どのような活動を行ったのかをしっかりと把握し、この推進委員の方であれば任せていても大丈夫であるとか、ほかに比べてもう少し頑張ってもらいたいなど、すべての

委員が情報を共有することで、他のスポーツ推進委員の方も、士気が上がり、お互いを高め合っていけるとと思います。

もちろん、負担になることを強いることはできませんが、形式だけになってしまう可能性もあるので、事務局で委員の動きを把握し、情報の循環をしていただきたいと思います。

スポーツ推進課長) 委員のご指摘のとおり、今後、定例会において短い時間であっても、意見交換の場を設けたいと思います。

小石委員) 各学校の図工展覧会の際に、コミスクでの活動やスポーツクラブでの結果報告を行っているのは、普段の活動内容がわかりますので、とてもよいことだと思います。

2年程前に、山手30周年記念の催しが行われた際でも、ルナ・ホールで大々的に活動を紹介しておられ、とてもよいことだと思いました。

活動内容を今以上に透明化することで、より多くの方に関心を持っていただけるといいと思います。

スポーツ推進課長) 委員ご指摘のとおり、今まではそのような活動は行ってなかったのですが、今年度の体育の日にスポーツフェスタを開催しましたが、JRのペDESTリアンデッキにスポーツ推進委員の活動内容を掲示しました。コミスクの会長にもご案内を出させていただきました。PRのために、このスポーツフェスタの様子を、ジェイコムに撮影していただき、3分ほど放送していただきました。

今後もそのような催しは続けていきたいと考えておりますので、市民の皆さんにより周知していきたいと考えております。

木村委員) 愛護班ほどではありませんが、何年かに一度ぐらいスポー

ツ推進委員のチラシを作り、その活動内容を写真つきで作成してもよいかもしれませんね。

スポーツ推進課長) 実は皆さん余り知られていないのですが、年に1回か2回は新聞を発行しております。

木村委員) 出しているのですか。

スポーツ推進課長) 余り皆さんに知られていないので、今後は周知について努力してまいります。

木村委員) 私もそれは見てみたいです。

越野委員) その新聞は、コミスクには配っておられますね。

スポーツ推進課長) スポーツ推進委員の中に連絡協議会があるのですが、そのメンバーで構成される広報部があるので、そこで作成しております。後日、委員の皆さまにはお示しさせていただきます。

木村委員) お願いします。

教育長) もしその残部があるのなら、次回お見せいただくことはできますか。

スポーツ推進課長) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第25号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて日程第2、報告第24号「旧小阪家住宅の兵庫県指定重要有形文化財の指定について」を議題とします。提案説明

を求めます。

生涯学習課長) (議案資料に基づき概略説明)

教 育 長) 旧小阪家住宅の部材を芦屋市が預かっていたのですね。

生涯学習課長) はい。

教 育 長) これまでは小阪家が所有されていたのですか。

生涯学習課長) 過去はそうでしたが、震災で全壊し、部材となったときに相談させていただき、寄贈を受けて一旦市の所有になった経緯はございます。

教 育 長) ということは、市の所有になっていたのですか。

生涯学習課長) はい。部材のまま市指定文化財を解除せずにおったのですが、平成28年に市から県へ部材を譲り、兵庫県所有になった後に移築しました。そして、今回、兵庫県指定重要有形文化財の指定を受けたものです。

教 育 長) 小阪様が芦屋市に寄贈され、それを芦屋市が兵庫県に譲渡したのですね。

生涯学習課長) はい。旧小阪家住宅の所有権を市から県に譲渡いたしました。

教 育 長) それでは、県に部材の所有権が移った段階で、芦屋市に所有権はなくなるので、芦屋市の指定文化財は解除したのですか。

生涯学習課長) 県に所有権を移転した時点で、所有権は兵庫県ということになりますが、この建物を建てるに当たり、芦屋市の指定文化財を解除しますと、建築基準法が適用されるため、民家を建てることができなくなってしまいます。ですので、所有権は兵庫県ですが、この度の状況が特段の事情として認められるため、芦屋市の指定文化財を解除せず、切れ目なく県の指定文化財に

なったということです。

浅井委員) 小阪家住宅が阪急芦屋川駅の近くにあったことを知り、とても驚いております。その建物が震災で全壊となり、復元したものが、このような形で生かされていることはとても素晴らしいことだと思います。

できれば芦屋市内で復元することができたら、子どもたちが時代の歴史的背景を学び、里山の暮らしなどを実体験する学習の場にもなって、大変よかったですろうと思いました。

さまざまな問題があるとは思いますが、このような貴重な文化財を今後、芦屋市で復元することはできるのでしょうか。

生涯学習課長) 現在、復元すべき重要文化財に該当するものは見当たりませんので、申し上げにくいのですが、現存するさまざまな歴史的価値のある文化財は保護して守っていきたいと考えております。

社会教育部長) 小阪家住宅は平成6年3月に市指定文化財に指定いたしました。そして、平成7年に阪神・淡路大震災で全壊してしまったので、解体を余儀なくされたのですが、いずれどこかで復元したいという思いがあり、解体した部材を保存しておりましたが、結局平成27年まで活用はされておりました。

場所の問題や費用の問題など、さまざまな課題があったためです。そして、今回、尼崎の森中央緑地に復元することが決まった経緯としては、昔は、尼崎市も芦屋市も同じ尼崎藩だったということもあり、芦屋市にとってゆかりのある土地となっています。ですので、兵庫県が尼崎市にこのような公園を設置する機会に復元することができました。

芦屋市の大事な文化財ですので、芦屋市内で復元することができればよかったですのですが、その機会を待っていると、恐らく復元には至らなかったと思いますので、少し場所は遠いですが、このように復元されたことで、また市民の皆さまにもご覧いただければと考えております。

木村委員) 総合運動公園を建設する際に、そこに復元するなどの検討はされなかったのですか。

社会教育部長) 詳しくはわかりかねますが、兵庫県が開発した土地ですので、南芦屋浜のまちづくりにおいて、さまざまな用途がある中で、恐らくあの土地はスポーツ振興に活用するゾーンになっていたのかなと思います。

木村委員) 他市ではありますが、復元することができたので、部材を保管しているだけというよりはこの方法をとるほうがいいと思うのですが、少し残念に思いました。

浅井委員) 以前、谷崎潤一郎の神戸市岡本の住まいである鎖瀾閣は、岡本梅林公園に復元する予定がありましたが、ギリギリのところでその話がなくなってしまったということを知ったことがあります。そのときも、芦屋市での復元を提案されていたという話もあったようですが、なかなか成立しなかったそうです。それについては、多分現在も部材のまま保存されていると思うので、そのように埋もれてしまっているものがある場合は、少し注意深く見ていただきたいと思います。

尼崎の森には、教育委員の研修で訪れたことがあります。あいにく大雨でしたので、見学はできませんでしたが、まだ、周りがあまり整備されておられませんでした。ですので、これから

は旧小阪家住宅が復元されたことを大いに生かし、大人も子どもにとっても、見学や勉強ができる場となってほしいと思いました。

管 理 部 長) 正式に兵庫県指定重要有形文化財の指定を受けたとき、翌日の新聞記事の紙面に「旧小阪家住宅（尼崎市）」と記載されておりましたが、芦屋市との記載がないのは、やはり尼崎市の公園にあるからですかね。

浅 井 委 員) 旧小阪家住宅は、実際は芦屋の三条町にあったということ、今後伝えていけるといいですね。

生涯学習課長) 説明が不足しておりましたが、尼崎の森に復元された旧小阪家住宅の前には説明看板を立てるのですが、もちろんそこには芦屋市三条町にあったものを移築したと記載していただけると聞いております。

浅 井 委 員) お願いします。また、芦屋市の旧小阪家住宅の跡地にも説明看板を建てるのもいいと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長) その点については、文化財係と相談したいと思います。

教 育 長) 現在、駐車場になっているのですか。

浅 井 委 員) そうですね。

越 野 委 員) 現在は駐車場になっており、秋祭りの際、三條地車の待機場所として活用されています。

浅 井 委 員) 今後、検討していただきたいです。

教 育 長) 今後も、大切な文化財を有効に活用してほしいと思います。他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

以上、「旧小阪家住宅の兵庫県指定重要有形文化財の指定に

ついて」報告を受けたものといたします。

教 育 長) 次 に、報 告 第 2 5 号 「 芦 屋 市 立 美 術 博 物 館 運 営 基 本 方 針 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

生 涯 学 習 課 長) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

芦屋市教育委員会の印刷物の記載として気になるのですが、「芦屋市立図書館」ではなく「図書館」などの正式名称でない簡略化した名称が書かれています。最初に記載するときだけは「芦屋市立美術博物館」とし、2回目以降は「以下、美術博物館と言う」などの記載方法にする方がいいと思います。基本方針など公的なものを作るときは、正式名称で記載するよう表記の仕方を統一するべきだと思いました。

博物館法としては、調査・研究・保存や、普及・啓発をするなどの役割がありますね。

生 涯 学 習 課 長) は い。

教 育 長) 博 物 館 法 を 根 拠 と し て、改 め て 基 本 方 針 を 決 定 し た と い う こ と で す ね。

生 涯 学 習 課 長) そ う で す。

管 理 部 長) 「 図 書 館 」 だ け で は 学 校 図 書 館 も あ り、わ か り づ ら い の で 「 芦 屋 市 立 図 書 館 」 と い う 表 現 の 方 が い い か も し れ な い で す ね。

生 涯 学 習 課 長) は い。芦 屋 市 立 図 書 館 に 変 更 し ま す。

生 涯 学 習 課 長) 同 じ く、「 谷 崎 潤 一 郎 記 念 館 」 も 「 芦 屋 市 谷 崎 潤 一 郎 記 念 館 」 と し、「 図 書 館 」 は 「 芦 屋 市 立 図 書 館 」 に 訂 正 し ま す。

教 育 長) 図 書 館 は 分 館 も あ る の で、本 館 の 場 合 は 「 図 書 館 (本 館) 」 と の 記 載 で、統 一 し て い た だ き た い で す。

生涯学習課長) わかりました。

社会教育部長) 先ほどの担当課長からの説明に補足させていただきます。

基本方針の見直しに至った経過としましては、平成27年の美術博物館協議会の委員の方々から、美術博物館の運営に対してさまざまな御意見をいただいていたのですが、その意見が運営に反映されていないのではないのか、という非常に厳しい御意見がございました。問題解決に当たり、美術博物館は美術博物館運営基本方針に基づいて運営をしておりますので、まずはその本質がきちりとなされていないかならなければならないということになりました。ですので、この基本方針の見直しを行うためだけの会議を開いてもいいのではないかという御意見が出ました。

実際に、ご覧いただいてもわかりますように、以前のものは同じような文言が並んでいたり、目的なのか使命なのかがよくわからないものがありましたので、平成28年から平成29年の2年間にかけて会議をする中で見直しをしたということに至りました。

特に平成29年度中にまとめることができるよう進めてきましたのは、平成30年度に美術博物館の指定管理の選定が行われますので、その際に芦屋市立美術博物館の運営基本方針を示すという目的があったため、このタイミングでの報告になったものです。

教 育 長) 市議会からは、どのようなご意見がありましたか。

社会教育部長) 第2回定例市議会の予算委員会の中では、入場者数の有料・無料と分けての内訳などを質問されました。美術博物館は近年、入場者数は大変増えておりますが、カウンターの仕方とし

では、無料の方も同じように数えており、庭でやっているART MARKET、つくる場などに来られている方についても入場者数として数えております。皆さんの感覚的に、中に入館した方だけがカウントされる対象になると思っておられるかもしれませんが、カウントの仕方としては、外でやっている場合でも美術館の事業ですので、それは入場者数に含めております。

委員の方が、有料の方を増やすという目的で質問されたのか、無料であっても広く知っていただきたいという趣旨であったのか、どちらの意味に重きをおいておっしゃられていたのかはわかりませんが、両方の意味を含んだご質問であると理解しております。

小石委員) 博物館のコーナーなどに、芦屋の歴史文化財の位置がわかる地図のようなものはありますか。

生涯学習課長) 多分おいていないと思います。芦屋の文化財の関係は三条分室に子どもたちがつくってくれた地図があります。

木村委員) では、ハンドブックのようなものがあるといいですね。

社会教育部長) あります。美術博物館においているハンドブックがこれに当たります。

木村委員) あれが無料ならば、とても力作ですね。

教育長) それは無料ですか。

生涯学習課長) そうです。

木村委員) わかりやすいところに置いて、自由に持って帰ることができるようにするといいと思います。

管理部長) カウンターに常設していますね。

社会教育部長) 現在、石像品も調査をしておりますので、調査完了後は石

像品めぐりができるようなマップの作成を考えております。

教 育 長) 市役所北館の入り口に芦屋市の地図がありますが、あのような地図の下にボタンを押すと画像や解説が流れてくるようなものが、将来的に芦屋の創生と絡み合わせてできるといいと思います。

木 村 委 員) 位置がわかる大きな地図を貼り、その下にハンドブックを設置するとよいと思います。

生涯学習課長) 仏教会館が国登録有形文化財になりますので、来年度、ハンドブックの改訂を行い、増刷し、美術博物館にも設置する話は出ております。委員ご指摘のとおり、今後設置する場所も考えていきたいと思っております。

浅 井 委 員) 奥の展示室はほとんど歴史的なことに関連したものの展示ですので、そのような地図が用意されていてもいいのではないかと思います。

そして、この運営基本方針を整備されたことで、非常に明確になり、わかりやすく読めるようになったと思えました。小杉武久の「音楽のピクニック」は、芦屋の具体美術を発信する美術博物館として全国的にもすぐれた展示であると思うのですが、これを展示しているという情報が世間的にも得にくいところがとても残念だと思っております。この美術博物館がなかったときは、ルナ・ホールや河川敷、ホール前のロビーも使って、映像や舞踊、サウンドや照明なども合わせて、ルナ・フェスティバルというものが開かれていたそうです。そのような流れがあり、美術博物館が作られたのではないかと思います。ですので、以前より情報の発信が、少しおとなしくなっているのでは、

もう少し積極的に発信してもいいのではないかと思います。

また、ミュージアムショップの充実を図るのは、管理運営になるのでしょうか。今は常設でグッズも増えているので、これはよいことだと思います。以前は、各展示会に合わせての臨時的なもののみ扱われていましたが、これからは常設のグッズをおくことで、そのグッズの魅力でいらっしゃる方もおられると思うので、独自性のあるものをどんどん置いていただきたいです。

そして、有料入場者と相反するのですが、例えば金沢にある21世紀美術館など、皆さんごらんになられたことがあると思いますが、有料の特別展示エリアと無料展示エリアがあります。その無料展示エリアが非常におもしろくて、有名なスイミング・プール、水のある底から人が上を見上げるというようなレアンドロ・エルリッヒの有名な展示があつたりします。そのようなものが、全部無料展示エリアにあるので、大変魅力があり、市民の方でも観光客の方でも自由に行き来されるのです。

美術博物館も、特別展示のないときでも入ることができる無料のエリアがあると思うので、そこをうまく活用できるといいですね。

生涯学習課長) 美術博物館では、そのエリアは展示をしているとき以外は閉めております。

浅井委員) そうなのですね。特別展示をしていない期間に全館閉館しているのは少しもったいない気がします。閉館期間中でも自由に見られる魅力のある常設展示を何か工夫できないでしょうか。庭には歴史的に意味のある大阪城の石などがあるので、そのよ

うなことも広く周知してもよいかと思います。

木村委員) まず、広く知ってもらうには広告だと思います。公共交通機関の車内のつり広告などはお金がかかるので、様々な美術館に行くといろいろなチラシが置いてあると思うのですが、あのような手法はとられているのですか。

生涯学習課長) はい。近隣の各美術館に、芦屋市立美術館からチラシを送って設置していただいています。

木村委員) 余りお金のかからない実効的な広告を常に考えていかないといけないかなという感じがします。

生涯学習課長) 今、さまざまなメディアを使って発信しております。例えば、先の小杉武久展のときには、タワーレコードがその情報をキャッチされ、ニュースに取り上げていただいたので、二十代、三十代の初めて来られるような若い世代の方がいらっしやいました。小杉さんが活躍されていた五十代、六十代の方よりも人数が多かったくらいです。いろいろな発信方法を考えておりますが、展示によってその対象は変わっていきます。広重展を行った時には、たくさんの方に来ていただきかけたので、高齢者の敬老会などにチラシを配ったりしまして、8,700人ほど来ていただくことができました。

有料・無料ということよりも、市としましてはたくさんの方にご来場いただく方法を考えておりますので、庭で開催する「あしやつくる場」でも、1日は無料にして、親子で来られたそのままの流れで、美術博物館にもご来場いただき、親しみをもっていただくことで、次回も行きやすくなると思います。とにかくたくさんの方に足を運んでいただけるように、努力は続

けていきたいと思います。

浅井委員) 市民センターで美術博物館や谷崎潤一郎記念館の案内は置いておられますか。

生涯学習課長) はい。案内がなくなったら連絡をいただいて、また設置しております。

浅井委員) 特別な枠を設けたりしているのですか。

生涯学習課長) ほかのものと一緒に設置しております。市内の行事と県外の行事で分けているので、市内の行事の中にほかのものと一緒に置いています。ポスターについても行事ごとに貼っていただいております。

浅井委員) 特別なラックがあってもいいなと思います。市内の一番便利なところに市民センターがあるので、情報発信の拠点として考えてもらえたらと思います。

木村委員) 小学校などには、児童生徒が見ることができるような案内などはあるのですか。

生涯学習課長) 毎回ポスターを貼り、チラシは児童生徒の皆さんに配っています。

越野委員) 集会所もよくいろんなパンフレットを置いていますので、ここにも設置できればいいと思います。

生涯学習課長) 確認します。ありがとうございます。

教育長) いいものがたくさんありますので、市を挙げて取り組んでいくべきものだと思いますね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

以上、「芦屋市立美術博物館運営基本方針について」報告を

受けたものといたします。

教 育 長) 閉会宣言